

海外療養費についてのご案内

海外旅行等に出かけた人が、急な病気やけがで海外の病院等で治療を受けた場合、支払った医療費の一部が払い戻される場合があります。

1. 支給の条件（保険適用の条件）

その医療行為が日本国内の保険診療として認められていること。

※次のような理由に、一つでも当てはまる場合は対象外です。

- (1) 治療(手術)を目的に海外へ行き治療を受けた場合
- (2) 日本で保険適用されない人工授精等の不妊治療や性転換手術など
- (3) 美容整形
- (4) 交通事故やけんかなど、第三者行為や不法行為に起因する病気・けが
- (5) 日本出国から帰国まで1年を経過している場合

2. 手続きの流れ

1. 出国前

国保年金課窓口で

- ・「FormA 診療内容明細書」（別紙「様式A 邦訳」を含む）
- ・「FormB 領収明細書」（別紙「様式B 邦訳」を含む）
- ・「FormC 歯科診療内容明細書」（別紙「様式C 邦訳」を含む）
- ・「FormD 同意書」
- ・「国民健康保険用国際疾病分類表」

の用紙を受け取り、海外に携行して下さい。

2. 海外で診療を受けるとき（出国前に各用紙を受け取らなかった方も含む）

医科または調剤の場合、携行した「FormA 診療内容明細書」および「FormB 領収明細書」の記入を医師に依頼してください。歯科の場合は「FormC 歯科診療内容明細書」を使用してください。治療費の全額を医療機関に支払い、必ず領収書を受け取ってください。

※各用紙は、病院ごと、なおかつ、月ごとに1部ずつ作成してください。用紙が足りないときは必要部数をコピーしてください。

※出国前に用紙を受け取らなかった方は、受診後に改めて医師に明細書の作成を依頼してください。

3. 明細書等の日本語訳

「FormA 診療内容明細書」「FormB 領収明細書」「FormC 歯科診療内容明細書」は、必ず別紙の邦訳（日本語訳）を作成してください。翻訳がされていない場合は申請を受付できません。（翻訳はどなたが行っても構いません。受診者本人のほか、家族、知人、医師、翻訳業者など）

4. 帰国後、支給申請手続き

国保年金課窓口にて「国民健康保険療養費支給申請書」を記入し、下記必要書類を添えて申請してください。

【必要書類】

- ・「FormA 診療内容明細書」および「FormB 領収明細書」※医科または調剤の場合。別紙邦訳必須
- ・「FormC 歯科診療内容明細書」※歯科の場合。別紙邦訳必須
- ・「FormD 同意書」
- ・パスポート（渡航期間証明のため）
- ・マイナ保険証、資格確認書または保険証
- ・世帯主または受診者本人の振込先口座のわかるもの（通帳等）

（裏面へつづく）

3. 支給される金額

海外の病院等での治療費は国によって異なります。

入院時差額ベッド代等は支給対象外です。

海外療養費の支給額は、日本の保険医療機関で同様の病気やけがについて保険診療を受けた場合の額(標準額)を基準にして決定されますので、必ずしも海外での実費(費用額)またはその保険給付分が戻るわけではありません。

○海外での実費(費用額)が、日本国内での保険診療費(標準額)より高い場合
支給額 : 日本国内での保険診療費(標準額) × 保険給付割合

○海外での実費(費用額)が、日本国内での保険診療費(標準額)より低い場合
支給額 : 海外での実費(費用額) × 保険給付割合

※注意事項

- ・請求期限は治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。(国民健康保険法第110条)
- ・国保連合会で書類を審査し、支給決定までに2~3ヶ月を要します。
- ・診療の内容などがわかる書類に不備がある場合は、支給できないことがあります。
- ・近年、全国的に海外療養費の不正請求が発生しているため、受診内容について海外の医療機関へ問合せをおこなう場合があります。

お問い合わせ先及び申請窓口
君津市役所 1階 9番窓口 国保年金課
電話 0439-56-1171